岩手県			
盛岡市	中雑音区域	八以上	〃
釜石市	〃	五以上	〃
宮古市	〃	〃	〃
一関市	〃	〃	〃
その他	低雑音区域	〃	〃
山形県			
山形市	中雑音区域	八以上	〃
米沢市	〃	五以上	〃
酒田市	〃	〃	〃
鶴岡市	〃	〃	〃
新庄市	低雑音区域	〃	〃
その他	低雑音区域	〃	〃
秋田県			
秋田市	中雑音区域	八以上	〃
能代市	〃	五以上	〃
横手市	〃	〃	〃
その他	低雑音区域	〃	〃
青森県			
青森市	中雑音区域	八以上	〃
弘前市	〃	五以上	〃
八戸市	〃	〃	〃
その他	低雑音区域	〃	〃
北海道			
札幌市	中雑音区域	八以上	〃
旭川市	〃	〃	〃
小樽市	〃	〃	〃
函館市	〃	〃	〃
室蘭市	〃	〃	〃
釧路市	〃	〃	〃
帯広市	〃	〃	〃
夕張市	〃	〃	〃
北見市	〃	〃	〃
岩見沢市	〃	〃	〃
網走市	〃	〃	〃
留萌市	〃	〃	〃
苫小牧市	〃	〃	〃
稚内市	〃	〃	〃
美唄市	〃	〃	〃
江別市	〃	〃	〃
三笠市	〃	〃	〃
芦別市	〃	〃	〃
豊平町	〃	〃	〃
上砂川町	〃	〃	〃
滝川町	〃	〃	〃
歌志内町	〃	〃	〃
赤平町	〃	〃	〃
その他	低雑音区域	〃	〃

（注）市区町村の区域は、昭和二十七年六月十八日現在（ただし、沖縄県にあっては昭和四十七年五月十五日現在）による。

○総務省告示第二百八十七号

基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第二条第十五号(3)（一）の規定に基づき、テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成八年郵政省告示第二百四号（高雑音区域、中雑音区域及び低雑音区域に対するテレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う放送局の電界強度値を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　総務大臣　片山　善博

平成二十三年総務省告示第二百八十六号（テレビジョン放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件）に定める地域において、それぞれの区域に指定された電界強度値とする。

○総務省告示第二百八十八号

基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第二条第十五号(5)の規定に基づき、テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成九年郵政省告示第三百十一号（高雑音区域、中雑音区域及び低雑音区域に対するテレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う放送局の電界強度値を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　総務大臣　片山　善博

平成二十三年総務省告示第二百八十六号（テレビジョン放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件）に定める地域において、それぞれの区域に指定された電界強度値の二分の一の値とする。

○総務省告示第二百八十九号

超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）第十一条第六項及び第十二条第一項の規定に基づき、多重フレーム行列の同期符号及び制御手順、フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成二年郵政省告示第四百六十号（超短波放送に関する送信の標準方式の規定に基づき、多重フレーム行列の同期符号等を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　総務大臣　片山　善博

一　多重フレーム行列の同期符号及び制御手順

1　多重フレーム行列の第一列の第一行から第六行まで、第二列の第一行から第六行まで及び第三列の第一行から第四行までは、多重フレーム同期符号の送出のために使用するものとし、多重フレーム行列の値は、多重フレームからの読み出し順に「〇〇〇一〇〇一一〇一一一〇」及び「〇〇〇一〇〇一一〇一〇〇〇一」を多重フレームごとに交互にとるものとする。

2　多重フレーム行列の各行の第十三列から第十六列までは、多重フレーム制御符号（多重フレームの受信の補助のために送出する符号をいう。）の送出のために使用するものとし、多重フレーム行列の値は、各行ごとに次の表の上欄の区分に従い、下欄に掲げるとおりとする。

多重フレーム行列の第十七列以降の符号系列	多重フレーム行列の第十三列から第十六列までの値（書き込み順）
有効な情報を伝送しないもの	〇〇〇〇
フレーム行列の第一列の第一行から第十六行までの符号系列を除いたフレーム	〇〇〇一